

令和2年度 後発医薬品使用促進計画

策定年月日 令和2年4月27日

自治体名 (福祉事務所名)	多治見市 (多治見市社会福祉事務所)	後発医薬品の数量シェア (令和元年6月審査分)	全国の使用割合	国が定める目標値 ^(※) (A)	管内実績 (B)	目標との差 (A-B)												
			86.2%	80.0%	78.1%	1.9%												
<現在の状況> 1. 先発医薬品を調剤した事情(薬局からの報告を集計したもの) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 75%;">先発医薬品を調剤した事情</th> <th style="width: 20%;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>薬局の在庫のため</td> <td style="text-align: center;">39%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>処方箋中に疑わしい点があることから、指定薬局の薬剤師が薬剤法第24条に基づく疑義照会を行い、処方医より先発医薬品が必要と判断されたため</td> <td style="text-align: center;">53%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>後発医薬品の薬価が先発医薬品の薬価よりも高い又は同額になっているため</td> <td style="text-align: center;">8%</td> </tr> </tbody> </table> 2. 関係機関への説明の状況 関係機関へは通知を送付し、市薬剤師会に直接的な説明を行っている。				先発医薬品を調剤した事情	割合	1	薬局の在庫のため	39%	2	処方箋中に疑わしい点があることから、指定薬局の薬剤師が薬剤法第24条に基づく疑義照会を行い、処方医より先発医薬品が必要と判断されたため	53%	3	後発医薬品の薬価が先発医薬品の薬価よりも高い又は同額になっているため	8%	<対応方針> <hr/> 受給者への服薬指導 ○ 服薬指導が必要な者のリストを作成する。 ○ 家庭訪問等の際に、担当ケースワーカーが原則服用について指導する。			
	先発医薬品を調剤した事情	割合																
1	薬局の在庫のため	39%																
2	処方箋中に疑わしい点があることから、指定薬局の薬剤師が薬剤法第24条に基づく疑義照会を行い、処方医より先発医薬品が必要と判断されたため	53%																
3	後発医薬品の薬価が先発医薬品の薬価よりも高い又は同額になっているため	8%																
			<hr/> 関係機関への説明 ○ 本市の使用実績について、現況の説明を実施する。 ○ 生活保護制度における原則服用について説明し、協力を依頼する。															
			<hr/> 薬局における備蓄について 特になし (備蓄については、医療全体の取組みとされているため)															
			<hr/> その他															
<使用促進が進んでいない原因> ○ 調剤薬局における備蓄の問題 ○ 後発医薬品の使用に対する受給者の理解不足 ○ 品質、効果、副作用等に関する情報不足			<備考>															

※毎年度、80%達成を目指す。